

令和7年度愛媛県防災士養成講座（企業・団体職員等分）実施要領

1 目的

大規模災害時における企業・団体職員、社会福祉施設職員等の事業者内で防災士活動の中核を担う企業防災士の養成を図ることは、企業BCP（事業継続計画）の作成促進や事業所内の被害の最小化はもとより、関係先や利用者などの地域住民一人一人を守ることに繋がります。県内の企業・団体職員等の防災士の資格取得を支援することで、更なる地域防災力の強化を図ります。

※防災士とは、特定非営利活動法人日本防災士機構の認証登録を受けた者のことです。防災士養成講座は公費負担により実施しているものです。試験合格後は速やかに救命講習の受講証等を添えて防災士認証登録申請手続きを行っていただきますようお願いいたします。

2 開催会場及び日程等

【東予会場】

	日 程	開催場所	定 員
第1期	令和7年6月25日（水）～26日（木）	愛媛県東予地方局 （西条市喜多川 796-1）	100名

【中予会場】

	日 程	開催場所	定 員
第1期	令和7年6月4日（水）～5日（木）	愛媛県中予地方局 （松山市北持田町 132 番地）	100名
第2期	令和7年9月18日（木）～19日（金）	愛媛県中予地方局 （松山市北持田町 132 番地）	100名
第3期	令和7年12月2日（火）～3日（水）	愛媛県中予地方局 （松山市北持田町 132 番地）	100名
第4期	令和8年2月3日（火）～4日（水）	愛媛県中予地方局 （松山市北持田町 132 番地）	100名

【南予会場】

	日 程	開催場所	定 員
第1期	令和7年7月 9日（水）～10日（木）	愛媛県南予地方局 （宇和島市天神町 7-1）	100名

3 受講対象者

県内に在住の者で、次に掲げる企業・団体、社会福祉施設を運営する法人のいずれかから推薦を受けた当該企業・団体等に所属する職員が対象です。

- (1) 県と災害時応援協定を締結している企業
- (2) 県と災害時応援協定を締結している団体及びその会員となっている企業
- (3) 災害対策基本法による指定公共機関及び指定地方公共機関となっている企業
- (4) 災害対策基本法による指定公共機関及び指定地方公共機関となっている団体及びその会員となっている企業
- (5) 四国建設業BCP又はえひめ建設業BCPの認定済みの企業
- (6) 県内に社会福祉施設を設置している法人
- (7) 県と包括連携協定を締結している企業
- (8) 消防団協力事業所として認定されている企業・団体等
- (9) 被災地への支援活動等を行った実績がある企業・団体等
- (10) 防災訓練や防災啓発イベント等への参加実績又は予定がある企業・団体等
- (11) 企業に対し防災関係の支援実績又は予定がある団体等
- (12) 防災教育に取り組んでいる企業・団体等
- (13) その他適当と認められる企業・団体等

4 申込期間

各会場実施日の 20 日前まで（期日厳守）

（例）第 1 期中予会場（6 月 4 日（水）、5 日（木）開催）の場合、
受講申し込みの締め切りは 5 月 15 日（木）となります。

※上記期間の終期に関わらず、定員となり次第受付を終了します。

5 申込方法等

県ホームページに掲載の受講申請フォームに必要事項を入力し、送信してください。

※申込者が定員を超えた場合は先着順とします。

6 受講決定

申込を行った企業・団体等に受講の可否を通知します。

受講決定通知のあった企業・団体等には納付書等を送付しますので、定められた期日までに納付するとともに、提出書類をとりまとめのうえ、愛媛県防災危機管理課に提出してください。

入金確認後に、県から企業等に防災士教本を配布します。

7 一人当たりの受験料等負担額

12,000 円	（内訳）…	①防災士教本代	…4,000 円
		②防災士資格取得試験受験料	…3,000 円
		③防災士申請認証登録料	…5,000 円

①及び②については、受講決定時に送付する納付書により、受講申込を行った企業・団体等が納付してください。（納入された費用は原則返還できません。）

③については、防災士資格試験合格を確認のうえ、防災士養成講座当日に配布する納付書により、受講申込を行った企業・団体が納付してください。

なお、講師謝金等の講座開設に要する経費については、県が負担します。

8 防災士資格取得試験

(1) 2 日目の講座終了後に、日本防災士機構による「防災士資格取得試験」を実施します。

(2) 防災士資格取得試験の受験資格を満たすためには、2 日間に実施するすべての科目の受講と、県が定める所定様式により履修確認レポートを作成し、初日受付時までに県に提出する必要があります。

(3) 試験結果は、試験の約 2 週間後に日本防災士機構から受験者本人に通知されます。

9 救急救命講習

防災士の資格取得のためには、別途、普通救命講習等の救急救命講習の修了証等が必要となることから、上記講習を受講していない方は、原則受講前までに最寄りの消防署等において普通救急救命講習を受講するなどしてください。

(1) 防災士資格認証登録申請の認定対象となる救急救命講習

- ・各消防署：普通救命講習ⅠまたはⅡ、上級救命講習、応急手当普及員講習
- ・日本赤十字社：救急法基礎講習、救急法救急員養成講習 等

※日本防災士機構が防災士認証要件として認めている主な救急救命講習等一覧については、日本防災士機構のホームページに掲載されています。

(2) 講習の日程は、各消防署または日本赤十字社愛媛県支部等まで確認をお願いします。また、受講にかかる費用は、受講者本人の負担となります。

10 防災士認証登録

- (1) 防災士資格取得試験に合格し、救急救命講習の修了書等を取得された方は、防災士認証登録申請手続きを行ってください。防災士認証登録申請書（個人申請用紙）及び納付書は、講座当日に受講者に配布します。推薦を行った企業・団体等は、受講者に合否の結果を確認したうえで、合格した受講者に係る防災士認証登録料（5,000 円）を納付するとともに、防災士認証登録申請書（個人申請用紙）をとりまとめのうえ、愛媛県防災危機管理課に提出してください。

※誤って日本防災士機構に送付しないようご注意ください。

- (2) 講座開催日までに普通救命講習を受講できなかった場合は、講座・試験後ただちに受講し、申請を行ってください。
- (3) 認証登録に係る普通救命講習の修了証等は、防災士認証登録申請時点で5年以内に発行されたものであり、かつ発行者が定めた有効期限内のもののみ有効となります。
※日本防災士機構が防災士認証要件として認めている主な救急救命講習等一覧については、日本防災士機構のホームページに掲載されています。
- (4) 認証登録申請書のご提出から防災士認証状及び防災士証の発行まで、2か月ほどお時間をいただきますので、予めご了承ください。

12 お問い合わせ先

愛媛県 県民環境部 防災局 防災危機管理課 防災訓練・情報 G

TEL：089-912-2319／FAX：089-941-2160

E-mail：bousaikikikanri@pref.ehime.lg.jp

（参考）講座内容

	1 日目	2 日目
	開講式 (9:10～9:20)	
1	災害ボランティア活動 (社会福祉協議会) (9:20～10:20)	風水害・土砂災害等への備え (関係市町消防署等) (9:00～10:00)
2	気象災害・風水害 (愛媛大学) (10:30～11:30)	行政の災害対応と危機管理 (県防災危機管理課) (10:10～11:10)
3	地震・津波への備え (愛媛大学) (11:40～12:40)	企業・団体の事業継続 (徳島大学) (11:20～12:20)
	昼休み (12:40～13:30)	昼休み (12:20～13:10)
4	災害関連情報と予報・警報 (松山地方気象台) (13:30～14:30)	防災士に期待される活動 (日本防災士会) (13:10～14:10)
5	ハザードマップと災害図上訓練 (一財) 消防防災科学センター) (14:40～15:40)	自主防災活動と地区防災計画 (日本防災士会) (14:20～15:20)
6	ハザードマップと災害図上訓練 (一財) 消防防災科学センター) (15:50～16:50)	避難所の開設と運営 (日本防災士会) (15:30～16:30)
7		防災士資格試験 (日本防災士機構) (16:40～17:40)

※講座内容、時間等は講師の都合等により変更となる場合がありますので、個別に送付される受講案内を必ずご確認ください。